

# 高齢者虐待防止・身体的拘束の廃止について

## 1 高齢者虐待防止について

### (1) 高齢者虐待防止法の成立

平成18年に高齢者の権利利益を擁護すること等を目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されています。

### (2) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています。（高齢者虐待防止法第2条1項）。また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」、「養介護施設従事者による高齢者虐待」に分けて定義しています。

#### ○高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉施設</li> <li><u>有料老人ホーム</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>介護医療院</li> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス事業</li> <li>地域密着型サービス事業</li> <li>居宅介護支援事業</li> <li>介護予防サービス事業</li> <li>第1号事業</li> <li>介護予防支援事業</li> </ul>	

## 2 虐待の区分

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や「緊急やむを得ない」場合以外に身体を拘束する行為。</p> <p>（具体的な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけどさせる。</li> <li>無理矢理食事を口に入れる。</li> <li>車椅子やベット等から移動させる際、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>介護がしやすいよう、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> </ul>

<p>介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)</p>	<p>必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする。髪・ひげ・爪が伸び放題となっている。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・室内にごみが放置されているなど、劣悪な環境に長時間置かせる。</li> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない。処方通りの治療食を食べさせない。</li> </ul>
<p>心理的虐待</p>	<p>威嚇的、侮辱的な発言や態度、無視、嫌がらせ等により、精神的な苦痛を与える行為。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る。罵る。無視する。</li> <li>・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。</li> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先しておむつを使う。</li> <li>・子ども扱いする。</li> <li>・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などという。</li> <li>・高齢者が大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> </ul>
<p>性的虐待</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、動画や写真を撮る。</li> <li>・排泄等をしやすいと目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。</li> </ul>
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭・財産の着服・窃盗等。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する。</li> </ul>

### 3 高齢者虐待防止に関する取組について(高齢者虐待防止法第20条)

- ・ 有料老人ホーム内での職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深める研修の実施
- ・ 職員のストレス対策  
(メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロールに関する研修)
- ・ 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備 (風通しの良い組織づくり等)
- ・ 入居者や家族からの苦情相談窓口の設置
- ・ 地域住民等との交流など、外部に開かれた施設づくり
- ・ 勤務時間における携帯電話の使用についての取り決め

## 4 通報等の義務（高齢者虐待防止法第21条）

養介護施設において、業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚しなければならない。

## 5 身体的拘束について

介護保険制度施行時から、施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

**※ まずは身体的拘束を必要としない状態の実現を目指してください。緊急やむを得ない場合、有料老人ホーム内で協議した上で、身体的拘束を実施することとしてください。**

○緊急やむを得ない場合の3要件（全て満たすこと）

- ・ **切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・ **非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・ **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

○身体的拘束の具体例

- ・ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人の迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

**※ 上記はあくまで具体例であり、上記に記載が無くても入居者の行動を制限している行為は身体的拘束と考えるようにしてください。**

平成30年7月から、有料老人ホームにおいても身体的拘束に関する要件が適用となりました。【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針9－（6），（7）】

（1）緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければなりません。

※ 緊急やむを得ない場合の3つの要件を全て満たしているか、検討、確認、記録しておくこと。

（2）身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 身体的拘束を行っているか否かではなく、全施設において実施が必要なものです。

#### ○身体的拘束に関する記録について

具体的な記録については、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに随時その記録を加えるとともに、その情報を開示し、有料老人ホーム内の職員や家族等関係者間で情報を共有すること。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp